

衆議院 総務委員会 議 録 第十一号

平成十七年三月十七日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 実川 幸夫君

理事 左藤 章君

理事 野田 聖子君

理事 安住 淳君

理事 松野 頼久君

理事 岡本 芳郎君

理事 亀井 久興君

理事 佐田玄一郎君

理事 柴山 昌彦君

理事 谷 公一君

理事 西田 猛君

理事 増原 義剛君

理事 三ツ矢憲生君

理事 伊藤 忠治君

理事 菊田 まきこ君

理事 小宮山泰子君

理事 高井 美穂君

理事 西村智奈美君

理事 山花 郁夫君

理事 長沢 広明君

理事 横光 克彦君

佐藤 勉君

森山 裕君

大出 彰君

榎屋 敬悟君

奥野 信亮君

小西 理君

自見庄三郎君

田中 英夫君

谷本 龍哉君

平井 卓也君

松本 純君

五十嵐文彦君

稲見 哲男君

楠田 大蔵君

田嶋 要君

寺田 学君

松崎 公昭君

河合 正智君

塩川 鉄也君

委員の異動
三月十七日

辞任 萩生田光一君

中村 哲治君

同日 辞任

柴山 昌彦君

菊田 まきこ君

補欠選任 萩生田光一君

中村 哲治君

本日会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

○実川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として総務省人事・恩給局長戸谷好秀君及び自治行政局長武智健二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○実川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山花郁夫君。

○山花委員 民主党・無所属クラブの山花郁夫でございます。
恩給法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

もう制度は随分経過をしておりますけれども、受給者の平均年齢も八十歳を超えているということとでございますが、転給を除くと、今恩給の新規の請求件数というのはどれくらいになっているんでしょうか。また、今ごろと申しまじょうか、随分たつてから請求されてくる方の背景などについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。

新規請求件数でございますが、平成十五年度の数字を申し上げますと、全体で千二百件ございまして。内訳は、旧軍人傷病恩給が約二百件、それから旧軍人の普通恩給が約四百四十件、一時恩給が約六百二十件等、こういう数字でございます。

どういふ事情のもとにこういう請求がなされたかということでございますが、私どもで承知しているものを幾つか申し上げますと、かつて公務傷病で障害を受けたんですけれども、まだ恩給を受けることのできる障害の程度に達していなかったんだが、最近になってそれが増悪して重症になったので、これは恩給が受けられる障害の程度に達しているのではないかと、いつて請求をいたしたケース、あるいは、既に傷病恩給を受けているわけですが、もっと障害が悪くなったのではないかと、いうことで障害の程度を改定してほしいという請求ケースがございます。あるいは、法律そのものは御存じだったと思うんですけども、現実に法律改正がいろいろ行われまして、恩給権が発生しているということをお知りにならずに、最近になつてそういうことをお知りになつて請求をいただいた、こういうケースもあるわけでございます。

私どもとして、権利のある方から漏れなく請求が上がつてくるように、これまで広報とか県庁の窓口の相談とか私どもの相談とか、いろいろ対応に努めてきておるわけですが、こういうケース

があるということは、私ども今後またあると考へておりますので、なお一層、広報や相談に努力してまいりたいと考へております。

○山花委員 この改正案の内容の中で、恩給権者が失権事由に該当した場合、届出義務及び罰則の廃止というものが盛り込まれております。これの背景として、住基ネットを利用して死亡確認ができるということがあるようですけれども、住基ネットには必ずしも参加していない自治体もあるはずですが、まず、その数はどれくらいあるのかということについて、どのように把握されておりますでしょうか。

○武智政府参考人 現在、住民基本台帳ネットワークに不参加または一部参加の市区町村は、福島県矢祭町、東京都国立市、東京都杉並区及び神奈川県横浜市の四団体であります。

○山花委員 そういった団体については死亡確認が必ずしもとれない、把握できないことになろうかと思ひますけれども、その自治体に住まわれている方の届け出義務というのもなくならないという理解でよろしいんですね。どうされるんでしょうか。

○戸谷政府参考人 今回の恩給法の改正でございますが、恩給法上は住民基本台帳ネットワークシステム不参加団体に居住する受給者が死亡した場合についても、平成十七年度以降、罰則を伴う当該遺族に係る失権届け出義務は廃止されるということになります。

○山花委員 恩給の受給者に対する受給権の調査について、住民票記載事項の市区町村長の証明にかえて、総務省の外郭団体であります財団法人地方自治情報センターが、指定情報処理機関として本人確認を定期的に行っているということでありまして、二〇〇三年四月十五日の当委員会では、この財団法人地方自治情報センターの役員が

総務省OBが多いのではないかと指摘があった、当時の片山総務大臣も、旧自治省といえますが、今の総務省OBだというのは、これは常勤です、非常勤は全部地方自治体のいろいろな関係の方ですから、その辺は今後検討の余地はあるかな、このように私も思っておりますと答弁をされているんですけども、これについては今どのようなになっているんでしょうか。

○武智政府参考人 財団法人地方自治情報センターの役員は、理事長を含む理事が九名、監事が四名ということになっております。

まず、理事についてでございますが、平成八年九月二十日の閣議決定により、公益法人の設立許可及び指導監督基準というものがあつたが、その基準におきましては、所管する官庁の出身者が占める割合は理事現在数の三分の一以下とすると言われております。そして、現在、地方自治情報センターの理事のうち、この指導監督基準に該当する所管官庁出身者、すなわち総務省出身者であります。これは理事長及び理事二名の合計三名ということになっております。したがって、九名中三名ということでありまして、指導監督基準に従った運用がなされているというふうに理解をしております。

また一方、常勤の監事につきましては、平成十六年四月一日より、地方自治情報センターの方におきまして同センター職員を採用し、これにつきましては改善は図られたというふうに承知をしております。

○山花委員 改善が図られたということで、それはそれとして評価いたしますが、ただ、その三割以下とするというのは、アッパーで三割以下ということであつて、別にそこまでは当該役所のOBで占めていいですよということの趣旨ともちよつと違うと思いますので、その点は申し上げておきたいと思つてます。

ところで、住基ネットの関係もあるんですけども、住基基本台帳法というものによりまして、今、いわゆる基本四情報ですか、住所、氏名、生

年月日、性別というものは原則として閲覧ができるということになっているわけでありまして、住基基本台帳法の第十一条ということになるかと思つてます。原則として閲覧ができるといいますか、閲覧するのが請求権という形になっておりまして、不当な目的に使用されるおそれがあること、その他当該請求を拒むに足りる相当な理由があることを認めるときは、当該請求を拒むことが市町村はできるということになっておりまして、原則として閲覧ができる、例外的にだめだということになっているんです。

そもそもこの四月から個人情報保護法が施行されるわけでありまして、こういった情報については、本来的には、逆に、閲覧はできないというのが原則にして、例えば調査の目的だとかそういった正当なときに閲覧ができるというふうに改めるのが本来の姿ではないかと思つてますけれども、この点について、何か対応をとられるつもりはあるのでしょうか。

○武智政府参考人 ただいま先生御指摘されましたとおり、住基基本台帳の閲覧制度と申しますのは、昭和二十六年の住民登録法の時代、そして昭和四十二年の住基基本台帳法の制定以来設けられている制度でございます。これは居住関係を公証する唯一の公簿といたしまして、行政機関や弁護士等の職務上の請求のほか、世論調査、学術調査、市場調査等に広く活用されているものであります。

一方で、個人情報保護の観点から、これまで昭和六十年と平成十一年に住基基本台帳法の改正が行われまして、御指摘のとおり、閲覧の対象を氏名、性別、住所、生年月日のいわゆる四情報に限定をし、請求する場合には請求事由を明らかにし、不当な目的やそのおそれがある場合等に市区町村長はその請求を拒否できるというふうに改正をされてきたところであります。

そして、この四月に個人情報保護法が全面施行されることになりましたので、これを踏まえまして、先般、請求事由の厳格な審査等、住基基本台

帳事務の取り扱いに係る留意事項につきまして地方公共団体に通知をしたところでありまして、まずその趣旨を徹底していきたいというふうに考えているところであります。

○山花委員 審査の厳格化であるとかあるいは留意事項についてということとは、それはそれとして理解はいたします。

ただ、これは恐らく当委員会の委員の方なんかでも、どこか知らないところからDMが来たとか、むしろそういう経験がない人の方が少ないのではないかと思います。私も小さい子供がいるものですから、幼児教育だとか、どこで調べたのだろうと思うぐらい、母親の名前と子供の名前と連名でDMが来たりするのです。

今御答弁されたことはある意味限界があつて、あるNPOの研究、実態の調査があるのですけれども、特定非営利法人情報公開クリアリングハウス、コンピュータ合理化研究会というところが、これはいろいろな自治体の担当者の方から聞いたとか、そういったものなんですけれども、市場調査とかDMとかで大体七割を占めているということです。DMは営業関係ですね。その他が調査、あるいは公用、先ほどお話があつた弁護士からの照会等なんですよ。

ただ、この市場調査というのも、学術的な世論調査ということには限らないわけですし、また、それが結果的に、法律の建前としてそれをやってはいけないとかどうとかということではなくて、実態として、そこでとられた名簿でまたDMが発送されるだとか、そういうこともあり得ることだと思つてます。

自治体なんかでも問題意識を持つてるところは結構あつて、特に、最近新聞などで報じられたのは、東京の多摩の地域で閲覧の手数料を上げることで抑制しようという動きが報じられておりまして、聞いてみますと、手数料が上がった段階では閲覧の件数というのは一回落ちるんだそうです。ただ、また結局もとに戻つていくということで、自治体の担当者の方なんかは、むしろ、

高いコストを払つて集めた名簿なんだからということ、これで元を回収しようというような動きになって、業者がかえつて悪質化するのではないかと懸念を持っているということです。

今御答弁されたのは、法律をいじらないでできることをやろうという話かと思つていただいても、本来的には、先ほど指摘をさせていただいたように、むしろ、閲覧が請求権ということになつていきますから、これは自治体の担当者からすると、法律で権利になっているものだから、これは拒むわけにはなかなかないかな。本人確認をせよと言われても、これはうそをつかれてしまつと、とことん、裁判所じゃありませんから、証拠を持つてこいとか審査するということわけにもなかなかないかな。こういうことだそうですから、逆に、本来的には、この法律の原則と例外を改めるべきではないかと思つてます。

具体的な例を一つ挙げて申し上げたいと思つてます。

性同一性障害に関する特例法というものが、最近、議員立法の形でできました。当時、自民党側は南野知恵子さんが責任者ということだったと思つてますし、民主党側は私が南野議員とやりとりをしてまとめていったという自負もあるのですが、そのときに大変多くの当事者の方からお話を伺うことがありました。

性同一性障害というのは、身体的なものと精神の性どが合致しないケースでありまして、日本精神神経学会の中でも疾患の一つという形で、精神的な問題であるということで分類をされているものであります。しばしば性的な嗜好と誤解をされるケースがあるのでありますが、そういうものではないということでもあります。

こういった方たちは大変苦勞をされておられます、例えば、その特例法ができましたから、最終的に、性適合手術を受けて一定の判定があれば、そして二十歳以上であれば、戸籍の変更が認められることになっております。この住基基本台帳法も戸籍と連動していますから、その判定を受けて

そこまでいった人については当然性別の変更ということがなされるのですけれども、そこまでいかないで苦しんでおられる方たちはたくさんいるわけでありまして。当事者の団体の内部ですら、今施行されています法律については、いや、それは本当に救済されるのは一部の人次第だけだ。また、法律が衆議院で、法務委員会を通ったときの委員長からの発言ということで、今回のこの法律というのはいわば人権の問題としては第一歩なんだ、そういう発言をしていただきました。

本当に苦しんでいる実態というのは、例えば、自分の身体的なものが、本心に心が受容していませんから、例えば、気持ちには男なんだけれども外貌が女だ、女性だという方なんかは、本当にお医者さんに行くのも嫌なわけです。つまり、見られますから、そういう自分を受容していいとか、私の知り合いの同一性障害の方のさらにお友達のケースなんですけれども、お医者さんに行くのもそういうことで嫌で嫌でしようがなく、本当に体の調子が悪くて倒れて、病院に担ぎ込まれたら、もう末期の状態で、そのまま命を落としてしまった、そういうケースもあるわけです。

また、病気のことでもそうですが、就職に非常に困難を来しております。戸籍上といましようか、住民票もそうなんですけれども、その性別が外見と異なっておりますから、就職に行っても、何か変わったやつだということではねられてしまったりと、これはいいとか悪いという話をしていいるのではありません、悪いことだとは思いますが、家も借りられない、賃借ができない。大体、不動産屋さんぐらいいのところで理解をしてくれる人もいて紹介してもらうんですけども、実際大家さんと会うと、何か変なやつが住むのは困るということで断られる。変なやつという言い方は適切ではないですけども、実態としてそういうことがあるということです。

つらつらと申し上げてまいりましたけれども、こういう方たちは、住民基本台帳法によって閲覧されるということに、表現として少し大げさかも

しれませんけれども、住民票が閲覧されるということに、すごく恐怖におののいてると申しましようか、例えば、そうやって本心に理解ある店長さんなりお店の方にわかった上で雇われている人はそれはいいんですけども、そうじゃなく、性別については必ずしも明らかにしない状態で雇用関係にある方たちもいるわけです。ばれたらこれは首になるかもしれない、そういう思いの方たちもいるわけでありまして。

特に、先ほど、住所、氏名、生年月日、性別、これに限るようにしたという話でありますけれども、性別については、最近、性同一性障害の問題に対する認識が深まってきて、できるだけ行政文書には性別の記載をしないようにしようという取り組みをしている自治体もふえてきております。

つまり、先ほど例として挙げました、家を借りるだとか、あるいは就職をするだとか何だかいうときに証明書が必要でだけれども、性同一性障害の方々が証明書として一番重宝しているのは運転免許証なんです。運転免許証というのは性別の記載がありませんから、運転免許証を持つている方でも、この話をする、あれ、そうだけれど、言う人がいるんですけども、恐らく通常は余りそういうことは意識しないんですが、当事者からするとそういうことは非常に大きなことであります。

ですから、住民基本台帳法については、むしろ原則、例外をひっくり返すのが本来的な姿であると思えますけれども、特に性別だとか、もつと言えば、生年月日については居住関係を明らかにするというのが趣旨からすると必ずしも必須のものではありませんから、原則と例外の形についてはぜひ今後検討していただきたいと思えます。

今こういったことを申し上げました。これを受けて検討していただく余地があるかどうかということをお答えいただきたいと思えます。

○武智政府参考人 法の原則をひっくり返す必要があるかということについてでありますけれども、

も、現時点では、総務省におきましては、まだ法改正というものを考えるに至っておりません。

そして、改正するといった場合には、先ほども申し上げましたが、現在非常に幅広く閲覧制度が活用されております。数字で申し上げますと、平成十五年で千三百万件ぐらいの利用があるわけでありまして、こういった幅広い活用がなされているという状況も踏まえながら検討する必要があるんだというふうに思っております。

それから、ただいま先生から性同一性障害の御指摘があったわけでありまして、これについても、同じ答弁にはなりませんけれども、本件、大変重要な課題だというふうには認識をしておりますが、直ちに性別を外すかどうかということにつきましては、現在利用されている状況等を考えながら検討することが必要であらうかと思えます。

なお、性同一性障害の特例法に關しての取り扱いにつきましては付言させていた、だければ、戸籍につきましてもは父母との続柄の記載が変更されるということになっておりますが、それを受けまして、住民基本台帳法においても性別の記載の修正を行うということをや昨年の七月の施行段階で各団体に通知し、実行しているところでございます。

○山花委員 ちよつと麻生大臣に御答弁をお願いしたいんですけども、通告はしていないんです、今の話であります。

性同一性障害の話もそうなんですけれども、この閲覧制度が悪用されることによって、例えば、ここは母子家庭だということがわかって、実際犯罪も起きておりますし、また、お年寄りのひとり住まいとか、お年寄りしか住んでいない家庭だということがわかって、いわば成り済まし詐欺の標的にされる可能性があるわけでありまして、個人情報保護の観点からも、今後ぜひ今申し上げた課題について取り組んでいただきたい、つまり、改正等を含めて検討していただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 性同一性障害の方々、あれは改正等を含めて検討していただきたいと思えます。

調査長のときです。三、四年ぐらい前かな、よくこの方々とはお目にかかせていただく機会がありましたので、今の御質問の趣旨に關しては、よく交渉、話し合いというのをさせていただきまして、結構わかっておる方だと思えます。

今、武智の方から話がありましたように、これは利用している人の数、絶対量はかなり多いというのが実態でもありますので、そういった意味では、利用者の範囲が極めて広いという状況を踏まえると、今すぐ、はい、やめますとはなかなか言えぬところだろうとは思っております。

ただ、今言われましたように、一昨年の七月にこれは成立したんだと思えますけれども、今までのところ、成り済ましというふうな話が、予定外に悪用されている例というのがよく聞かれるようになりつつあるという状態でもありますので、本人確認やら何やらをきちんとするが、結構各役場によってそのところがえらくずさんというところだったり、きちんとしていたり、いろいろ場所によって違うところはいかにもものかという指摘は前からあつておるところでもあります。

いずれにいたしましても、ちよつとこれは検討してみないかぬところだとは思っております。

○山花委員 もう時間もなくなつてまいりましたので、恩給法の話に最後戻りますけれども、恩給関係で調べていきますと非常に不思議な話を聞きまして、もともと恩給ということについては、例えば陸軍、海軍については、今当然陸軍省とか海軍省がないですから、厚労省の方に管理については移っていることなんですけれども、ところが、軍歴の管理は都道府県の事務となっております。

私はこれは法定受託事務なのかと思つていたんですけれども、軍歴の管理は自治事務だという話になっておりまして、これは国と地方の役割分担の話からいってもおかしいことではないか。軍歴の管理は、例えば地方の自治体がかかるとなると、創意工夫をもつて管理するなんという話では

到底ないわけでありまして、このことを直ちに何とかせよということをお願いするつもりはありませんが、いろいろなケースの一例だと思えます。

国と地方の役割分担について、こういったことも、九九年の地方分権一括法のときにも随分議論はあったんでしょうけれども、まだ今見るとあれっと思うものもありますので、こういう役割分担については今後とも、きっちりしたいと思います。見つかれば次第と申しましようか、それについては検討していただきたいと思います。特にこのところ分権についてはいろいろ議論させていた。だいておられますけれども、この点についての御認識を大臣にお尋ねいたします。

○麻生国務大臣 軍属を調べるというのに、陸軍省、海軍省がなくなっていましたので、それを法定業務として法務省もしくは厚生省等々でやるにはとても受け入れる体制ができていなかったんです。結果的に、そのときは、昭和二十年代、みんな各県というところで、県の方がいわゆる戸籍も残っていた、まあ広島みたいな例もありますけれども、県庁に戸籍が残っている等々で、きちんと対応できるのはむしろ地方の方であって、中央官庁はかなり消失していた部分が多かったなどなどの理由で地方事務ということになったという経緯だったと、私は昔の記憶ですけれども、たしかそうだったんだと思うんです。

おっしゃるとおり、数も大分少なくなってきましたし、もう六十年もたっておりますので、そういった意味では、きちんと分類するべきではないかという御意見というのは、拝聴するに値する御意見だと思えます。

地方と国と、どこの部分がどうするかというのは、今義務教育の話やら何やら出ていますが、御指摘のように、平成十二年のときに地方分権一括法でちゃんと仕分けというのは、随分御議論というのはありましたけれども、その段階で一応仕分けは終わったという形になっております。地方がどうして地方分権をするかといえば、地方が

もっと独立、自立、自主裁量というものでやっていくべきだという御意見からそうなっていた、私はこの流れは決して間違っていないと思うんです。そういう流れの中であって、今、もう少し、この部分はやはり地方じゃなくて国じゃないかとか、いろいろ個別には御意見が一つ二つ、こっちはとかこれはどうだとかいろいろ、個別に見ると幾つか決まっていなくてはいけませんけれども、私どもとしては、今おっしゃった意見を踏まえ、いろいろほかにもあるんだと思いますけれども、そういったものは少し精査してみる時期がいずれ来るであろうと思っております。

○山花委員 時間が来たので、終わります。ありがとうございました。

○実川委員 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。恩給法について、恩給権者の死亡に伴う未支給金の請求に係る総代者選任届の廃止について、何かお伺いしたいと思えます。

最初に、恩給権者の死亡に伴う未支給金の平均の支給額は幾らになるのか、お答えください。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。

未支給金の額、一般的には、全恩給の一人当たり平均年額、約八十六万円でございますので、その一月分から三分の約七万円から二十一万円、平均すると十四万円程度が未支給金の平均額になるというふうになっております。

○塩川委員 未支給金の請求は全体で何万件ぐらいあって、そのうち、総代者選任届が必要なもの、つまり請求権者が複数いる場合ですけれども、その件数というのは何件ぐらいになるのか、お答えください。

○戸谷政府参考人 平成十五年度の実績でございますが、未支給金の請求が約六万五千件ございす。総代者選任届をいただいておりますのは約四万三千件、約六六%でございます。この差でございますが、この差につきましては、遺族または相続人が一名というものであるというふうになっております。

○塩川委員 対象の三分の二の方にも及び、金額そのものも平均で十数万ということでは、みなし措置によって遺族や相続人の方の負担を軽減するという配慮というのは必要な取り組みであろうと思っております。

その点で一点お聞きしたいのが、金額の多い場合も当然あるわけですね。恩給支給の最高額というのは、現状では幾らぐらいになっているんでしょうか。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。恩給の支給の年額の多いものというのになりますと、旧軍人等の公務員が公務のためにけがをし、または病気にかかり重度の障害を有することとなった場合に支給される増加恩給というのがございす。法律の中で額が出ておりますのは、例えば、障害の程度が一番重い第一項症では五百九十三万三千円という数字がございす。

ただ、法律上、さらに重い特別項症というのがございまして、これにつきましては、今の第一項症にまた十分の七以内で割り増しをするというところがございますので、今、最高額で申し上げますと年額千二百万円、増加恩給に普通恩給が入っているものでございす。そういう給付をしているのが個別としては最高でございます。

○塩川委員 五百九十三万という話もありましたし、千二百万円になる場合もあり得るというお話ですから、そういう点では、未支給金ですから、単純に四で割った数字でいけば千二百万の場合で三百万ということ、かなりの金額にも上るわけですが、これは金額の多寡の問題ではないんですけれども、請求権者が複数いる場合に、やはり、一人の方が請求をされてみないとする、その場合に後から私も請求権があるというふうになってくるのか、今回の新たな措置によってはどうなっていくのか、いろいろそういう点ではどうなっていくのか、いろいろな心配、懸念をするわけですが、その点でございす。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。未支給金の請求に関する手続でございす。この法律改正後になりますと、遺族、相続人から未支給金の存否等について問い合わせを受ける、あるいは私どもの方で通知をするということがありますが、未支給金がある場合には、当該遺族あるいは相続人に対し同順位者の方を代表して請求していただくこととなる、このことを伝えたと、必要な請求書を送付し、請求を指導するという形になります。請求書でございす。符号つきのもので、未支給金一件につき一通印刷するというところでございす。他の遺族、相続人からの請求というのは出てこない形になる。

既に支給された未支給金について、他の遺族あるいは相続人から自分にも請求する権利があると申し立てをいただいた場合に、私どもとしては、未支給金は、法律の規定により、一人の権利者がした請求は同順位の方全員のため全額について行ったと今回の改正の法律に沿ってみなしてあります。ということで、一人の請求者に既に支給済みであり、それぞれが平等に受給権を有していることをお伝えし、当事者間で調整していただくよう、これは私どもとして場面場面をお願いをするということになると思えます。

○塩川委員 従来は、国の方で請求権者の方にそれぞれ了解を得てもらって申請をしていたということになっていくわけですが、今度、遺族、相続人の方にお任せしますと、そういう点では、確かに相続人の方の負担の軽減の面も出るんでしょうけれども、一方で、もしかするとそういったトラブルになるようなことが起こり得る。国が今まで対応していたものが相続人の方向士でよろしくやってくださいという格好にもなりかねないわけで、そういう点では、やはり国の責任を押しつけることにもなりやしないかなというふうな思ふんですけれども、その点、どうでしょうか。

○戸谷政府参考人 私どもとして、やはり総代者選任届、四万件余ということにつきましても、相当地に負担をかけておるというところがございますので、件数は相当少ないんだらうと思えますが、そ

ういう未支給金の分配の議論というものが出てま
いりますときには、私どもとしては、未支給金の
受給権、同順位者が二人以上いる場合にはそれぞ
れが平等に有するというをよく周知することがこの
分配をめぐるトラブルを回避する上で極めて重
要であると認識しております。

法律改正いただきましたその趣旨につきまして
て、請求窓口における電話相談等で丁寧に説明す
るとともに、請求者に申請書類を送付する際には
文書の中にそういう規定になっておりますという
ことも入れていきたいということで、今後とも、
トラブルについては、基本的には、未支給金の受
給権者の同順位者については平等の権利がある
ということ周知徹底するように努力してまいり
たいというふうに考えております。

○塩川委員 最後に、麻生大臣からも一言お伺い
したいと思ひます。

そういう点では、後から問題が起こらないとは
言えないわけで、そういう点でも、国としても、
あとは相続人の方でよろしくというだけではな
く、きちんとした対応が求められていると思う
んです。そういう意味でも、トラブルにならないよ
うにどのような対応策を国としてとられるのか、
その点をぜひお伺いしたいと思ひております。

○麻生国務大臣 塩川さん、この種の話は、私は
知っていたけれどもほかのきょうだいは知らな
かった、余りきょうだいは仲がいいという保証は
ありませんから、教えていないのもありますし、
私らの周りでもいっぱいありますよ、そういう話
は。

だから、そういった意味で、きちんと教えるとい
うことをやっていなかった、弟が悪い、姉さん
が悪いという話になってごちゃごちゃするケース
というのは、実はよくある話でありますので、こ
の額は、相続というか受給者が四人いたら四等分
ですよ、一人亡くなっていれば三等分ですよと
か、いろいろな表現が、きちんとそこらところ
を知らしめておくということがトラブルを避ける
ことにもなるということはおっしゃるとおり

だと思ひます。電話の窓口やら何やら、質問者に
対しては、私は今まで受けていなかったんだけれ
どもだれが受けていたかと言われて、きょう
だいの仲がごちゃごちゃになるのを助長するもの
いかなものかと思ひまして、事実を端的に申し
上げる以外のことをする必要はないんだと思ひ
ておるんですけれども、少なくとも、そういった
権利が皆平等にあるということだけははっきりさ
せておくというのがトラブルを減らす大きな理由
になると思ひております。

請求者に対して申請書の書類を送付するという
段階におきまして、文書できちんと通知する。
言つた言わないという話になるのを避けるため
にも、文書できちんと通知するというようなこと
で、今後とも、その種のことに関しましては、何
となく余りおもしろい話ではありませんで、き
ちんと対応していく必要があるかと存じます。

○塩川委員 しつかりした対応策をとつていた
くことを要望して、質問を終わります。

○実川委員 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○実川委員 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

恩給法の一部を改正する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○実川委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○実川委員 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○実川委員 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前九時四十三分散会

総務委員会議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三一 二 六年 六年前

同 第七号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 一 元 私どものもの 私どものもの

第百五十九回国会総務委員会議録第八号中正誤

ページ 段 行 誤 正
九 三 末七 首都圏 首都圏

〇 一 二 四 首都圏

平成十七年四月一日印刷

平成十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K